

最高裁秘書第3453号

令和6年12月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年11月2日付け（同月5日受付、第060296号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所公式X（旧Twitter）がブロックする際の意思決定手続が書いてある文書（最新版）
- (2) 最高裁判所公式X（旧Twitter）がブロックしているXアカウントの一覧（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）